

1. 件名：運転上の制限の逸脱に係る報告書について
2. 日時：令和2年5月28日 13時30分～14時00分
3. 場所：原子力規制庁、原子力エネルギー協議会（以下「ATENA」という。）
ほか（テレビ会議システムにより実施）
4. 出席者：
 - 原子力規制庁
 - 原子力規制部検査グループ
 - 実用炉監視部門 吉野企画調査官、久光上級原子炉解析専門官、吉田主任
指導官、鈴木係長、東原子力規制専門員
 - 東京電力ホールディングス株式会社
 - 原子力運営管理部 運転管理グループ 副長
 - 中部電力株式会社 原子力本部 原子力部 運営グループ 主任
 - 関西電力株式会社 原子力事業本部 発電グループ リーダー
 - ATENA 副長

5. 要旨

- (1) 原子力規制庁から、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第87条第9号の規定に基づく運転上の制限を逸脱した際の報告について、報告する記載項目を統一できないか資料1の様式を示して、事業者間で報告の項目等について検討してほしい旨伝えた。
- (2) ATENAより、運転上の制限の逸脱に係る報告書について、事業者間で検討し、その結果を後日報告する旨回答があった。

6. 面談資料

資料1：運転上の制限逸脱報告書